

教育委員会提出議案

第12号議案

豊島区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
豊島区教育委員会傍聴規則（平成17年教育委員会規則第26号）の一部を
次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号
ずつ繰り上げる。

別記第2号様式を次のように改める。

		交付第	号
		年 月	日
教 育 委 員 会 傍 聴 券			
開催日時	年 月 日	第	回定例会・臨時会
傍聴人			
住所	区・市	丁目	番 号 号室
氏名			
豊島区教育委員会			

傍聴人心得
1 傍聴人は、傍聴席に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際、返還してください。
2 傍聴人は、豊島区教育委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。
3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。
(1) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
(2) 飲食又は喫煙しないこと。
(3) 会議における発言に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。
(4) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
4 傍聴人は、会議室において、教育長の許可なく、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(説 明)

文言の追加及び修正のため、本案を提出する。

豊島区教育委員会傍聴規則（平成17年教育委員会規則第26号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<p>（傍聴人の定員等）</p> <p>第 4 条 傍聴人の定員は、原則として 4 名とする。</p> <p>2 傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合にあつては、抽選により傍聴人を決定するものとする。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 帽子、コート、襟巻の類を着用すること。ただし、病気その他正当な事由がある場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。</p> <p>(3) 飲食又は喫煙すること。</p> <p>(4) 会議における発言に対して批評を加え、又は可否を表明すること。</p> <p>(5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為を行うこと。</p>	<p>（傍聴人の定員等）</p> <p>第 4 条 傍聴人の定員は、原則として 4 名とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更することができる。</p> <p>2 傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合にあつては、抽選により傍聴人を決定するものとする。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 私語、談話又は拍手等を行うこと。</p> <p>(2) 飲食又は喫煙すること。</p> <p>(3) 会議における発言に対して批評を加え、又は可否を表明すること。</p> <p>(4) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為を行うこと。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

○豊島区教育委員会傍聴規則

平成17年6月24日

教育委員会規則第26号

改正 平成23年8月24日教委規則第20号

平成28年12月16日教委規則第14号

平成31年4月17日教委規則第5号

令和6年 月 日教委規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別記第1号様式）により教育委員会に申請し、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員に傍聴券を提示し、傍聴席に着かなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 危険物その他他人に危害を加え、又は迷惑となる物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不相当と認める者

(平28教委規則14・一部改正)

(傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は、原則として4名とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

2 傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合にあっては、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(平23教委規則20・一部改正、令6教委規則●・一部改正)

(議場の立入禁止)

第5条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることができない。

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (2) 飲食又は喫煙すること。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は可否を表明すること。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為を行うこと。

(令6教委規則●・一部改正)

(撮影・録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議室において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、あらかじめ教育長の許可を得た者は、この限りではない。

(平28教委規則14・一部改正)

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

- 2 傍聴人は、前項の規定により教育長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(平28教委規則14・一部改正)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、教育長が定める。

(平28教委規則14・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年8月24日教委規則第20号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年12月16日教委規則第14号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、当該教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間、この規則による改正後の豊島区教育委員会会議規則、豊島区教育委員会傍聴規則、豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則、豊島区教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の豊島区教育委員会会議規則、豊島区教育委員会傍聴規則、豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則、豊島区教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成31年4月17日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年 月 日教委規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

交付第 号
年 月 日

教 育 委 員 会 傍 聴 申 込 書

豊 島 区 教 育 委 員 会

年 月 日開催の第 回定例会・臨時会の傍聴を申し込みます。

住所 区・市 丁目 番 号 号室

氏名

交付第 号
年 月 日

教 育 委 員 会 傍 聴 券

開催日時 年 月 日 第 回定例会・臨時会

傍聴人

住所 区・市 丁目 番 号 号室

氏名

豊島区教育委員会

傍聴人心得

- 1 傍聴人は、傍聴席に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際、返還してください。
- 2 傍聴人は、豊島区教育委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。
- 3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。
~~(1) 帽子、コート、襟巻の類を着用しないこと。~~
 - (1) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙しないこと。
 - (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (4) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 傍聴人は、会議室において、教育長の許可なく、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。

別記第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）

（平31教委規則 5 ・ 全改）

別記第 2 号様式（第 2 条第 1 項関係）

（平31教委規則 5 ・ 全改、令 6 教委規則● ・ 全改）